

事故自動通報装置の取扱いについて

現状の整理

1. 保安基準等の改正

2017年11月に「事故自動緊急通報装置」に係る協定規則（第144号）が採択されたことを踏まえ、2018年7月の保安基準等改正において同装置に係る要件が規定された。

これにより、「事故自動緊急通報装置」を備える車両は、協定規則第144号に規定された技術的要件を満たさなければならないこととなった（新型は2020年1月から、継続生産車は2021年7月から）。

また、携帯電話利用型の『事故自動通報システム』は自動車の装置でないため、保安基準に定める事故自動緊急通報装置に該当せず、上記基準は適用されないと整理された。

2. ロードマップにおける検討計画

2018年8月に開催された自動車アセスメント評価検討会において審議されたロードマップにおいては、『事故自動通報システム』について2019年度に「次世代／法規対応試験・評価方法検討」を行うこととしていた。

3. 総合安全性能評価との関係

2020年度から開始予定の総合安全性能評価における「事故自動緊急通報装置」の取り扱いを検討する必要がある、そのためには、上記2.についても2018年度中に整理する必要がある。

対応案

1. 保安基準等の改正との関係整理

自動車アセスメントにおいても、評価の対象とする装置は保安基準に定める「事故自動緊急通報装置」に該当する装置とする。（携帯電話利用型の『事故自動通報システム』は対象外）

なお、総合安全性能評価との関係、新型車の適用期日等を考慮し、2020年度の評価から上記取り扱いに変更する。（2019年度は、2018年度の評価方法等を踏襲）

2. ロードマップの前倒し

2018年度中に総合安全性能評価における「事故自動緊急通報装置」の取り扱いについて基本的な方針を決定する必要があるため、2019年度に予定されていた「次世代／法規対応試験・評価方法検討」を2018年度に前倒しする。

2018年度には、以下の事項についてタスクフォースで検討を行い、データ等を整理する。

① 試験・評価方法

（書面による評価を維持、基準化により再検討が必要な事項があれば提案を受けて検討）

② 評価点

（被害損失額の算定根拠の精査（ACN/AACNによる差異の有無の精査含む）、被害損失額を基にした評価区分の検討）

3. 総合安全性能評価への位置づけ

2020年度から開始予定の総合安全性能評価に、予防安全性能、衝突安全性能の他に、「事故自動緊急通報装置」の評価を追加する。

また、総合安全性能評価に追加するに当たっては、当該装置の評価が埋もれないような方策（例えば、総合評価の5☆獲得には当該装置において一定の評価点を得ていることを条件とする等）を併せて検討する。

なお、2020年度評価からの変更内容がわかるよう、パンフレット等に解説を加えることを検討する。